

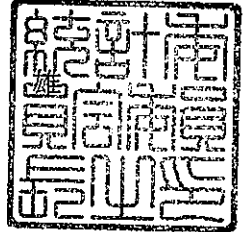


参考 2

府 統 委 第 67 号
平成 25 年 6 月 21 日

総 務 大 臣
新 藤 義 孝 殿

統計委員会委員長
樋 口 美



諮問第50号の答申
経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

本委員会は、諮問第50号による経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

総務大臣から平成25年3月19日付け総統基第44号により申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」及び経済産業大臣から平成25年3月19日付け20130318統第2号により申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件（基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと）のいずれにも適合しているため、「平成26年に実施する経済センサス-基礎調査」（基幹統計調査）（以下「基礎調査」という。）及び「同年に実施する商業統計調査」（基幹統計調査）（以下「商業調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査事項の変更

(ア) 変更事項 1（基礎調査固有事項）

基礎調査の調査事項について、総務省の申請では、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上（収入）金額（以下「総売上高」という。）を新たに把握する計画である。

これについては、①総売上高について、各種調査において複数回の回答を求められることによる報告者負担の増加及びこれに伴う回収率の低下等が懸念されるものの、総売上高のデータ移送が可能な統計調査については当該データを



移送する等の対応を講ずるとしていること、②効果として、運用初期段階における事業所母集団データベースの有用性の向上及び利活用のための環境整備に資することが期待できることを総合的に勘案した結果、承認することが適当である。（別紙参照）

なお、本答申において承認することが適当と判断したのは、今回諮問された平成26年基礎調査に係るものであり、平成26年基礎調査実施後の在り方については、後述3の今後の課題で示した方向で検討する必要がある。

ただし、実査を担当する地方公共団体において、総売上高の把握に伴う事務負担の増加について懸念が示されていることから、調査実施者は、地方公共団体における事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分調整する必要がある。

(イ) 変更事項2（基礎調査及び商業調査共通事項）

基礎調査及び商業調査の調査事項について、総務省及び経済産業省の申請では、前回の基礎調査で把握していた「別経営の事業所から派遣されている人等」の人数に「出向」の人数が含まれている可能性があることから、「出向」、「派遣」別に人数を把握する計画である。

これについては、雇用形態等、取扱いに差異がある「派遣」と「出向」について適切に把握することが可能になることから、適当である。

(ウ) 変更事項3（商業調査固有事項）

商業調査の調査事項について、経済産業省の申請では、近年、電子マネーの決済金額が拡大している傾向にあることから、「年間商品販売額の販売方法別割合」欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を追加する計画である。

これについては、企業会計上、勘定科目が区分されておらず、管理会計を実施する一部企業を除き直ちには金額ベースでの把握は困難であること、また割合ベースであっても、商業活動の実態を明らかにする上で、新たな決済手段である電子マネーの利用実態の把握に資すると認められることから、適当である。

(エ) 変更事項4（商業調査固有事項）

商業調査の調査項目について、経済産業省の申請では、売上総額に占めるインターネットを利用した通信販売の割合が増加傾向にあることから、「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」欄の選択肢に「インターネット販売」を追加する計画である。

これについては、企業会計上、勘定科目が区分されておらず、管理会計を実施する一部企業を除き直ちには金額ベースでの把握は困難であること、また割合ベースであっても、平成24年経済センサス-活動調査において同様の調査項目を設定しており、インターネット販売の普及の度合いについて、経年変化の状況の把握に資すると認められることから、適当である。

(オ) 変更事項5（商業調査固有事項）

商業調査の調査項目について、経済産業省の申請では、事業所において記入が困難であるとするところが多かったことから、商品手持額について、事業所を対象とした年度末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点で

の把握に変更する計画である。

これについては、在庫額とその増減及び国民経済計算における商業マージンのより正確な把握の可能性につながることから、適当である。

イ 調査期日の変更（商業調査固有事項）

商業調査の調査の基準となる日について、経済産業省の申請では、従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更する計画である。

これについては、基礎調査と商業調査を一体的に実施することに伴う措置であり、報告者負担の軽減に資することから、適当である。

ただし、実査を担当する地方公共団体において、事務負担の増加について懸念が示されていることから、調査実施者は、地方公共団体における事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分な調整をすることが必要である。

ウ 調査対象期間の変更（商業調査固有事項）

商業調査の「年間商品販売額等」、「年間商品販売額の販売方法別割合」等の調査対象期間について、経済産業省の申請では、経済センサス-活動調査との比較可能性を高めるため、年度による把握から暦年による把握に変更する計画である。

これについては、報告者に新たな負担を強いる面があるものの、調査の結果利用の利便性が向上すると考えられることから、やむを得ない。

エ 調査方法の変更

(ア) 変更事項1（基礎調査及び商業調査共通事項）

基礎調査及び商業調査における本社一括調査の調査系統及び対象範囲について、総務省及び経済産業省の申請では、下表のとおり変更する計画である。

表

区分	変更後	現行	変更理由
調査系統の変更	配布・回収：総務省・経済産業省－民間事業者－報告者 回収（督促含む。）：報告者－総務省・経済産業省、報告者－都道府県、報告者－市	（基礎調査） 配布・回収（督促含む。）：総務省－報告者、都道府県－報告者、市町村－報告者、調査員－報告者 （商業調査） 配布：経済産業省－報告者 回収（督促含む。）：報告者－都道府県－経済産業省、報告者－経済産業省	・調査員、地方公共団体の事務負担の軽減に資するため
対象範囲の変更	市：本所及び全ての支所が自市内にある従業者数30人未満の企業 都道府県：本所及び大半の支所が自都道府県内にある従業者数30人未満の企業	（基礎調査） 調査員：支所数9以下 市町村：支所数10以上29以下 都道府県：支所数30以上99以下 総務省：支所数100以上及び常用雇用者5,000人以上 （商業調査）	

	総務省・経済産業省： 複数の都道府県に 支所を有する企 業、複数事業所を 有し従業員数 30 人 以上の企業、特定 の単独事業所	都道府県：経済産業大臣が指 定する企業 経済産業省：経済産業大臣が 指定する企業	
--	--	---	--

これについては、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成 24 年経済センサス-活動調査に合わせて再整理したものであり、調査の確実な実施に資するとともに、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減に資すると認められることから、適当である。

(イ) 変更事項 2 (基礎調査及び商業調査共通事項)

基礎調査及び商業調査の調査票の種類について、総務省及び経済産業省の申請では、下表のとおり変更する計画である。

表

対象		変更後		現行		変更理由
		調査形態	調査票	調査形態	調査票	
事業所	単独 (存続)	調査員調査	調査票 A 調査票 B	調査員調査	調査票 A 商業調査票	・本社一括調査を正確かつ円滑に実施するため (調査員調査 (本社一括調査) の廃止)
	新設 (本所・支所・単独)		調査票 A		調査票 A 本社等確認票 (支所用) 商業調査票	
企業 (本社・支社等企業組織全体)		直轄調査 (本社一括調査)	調査票 C (企業調査票) 調査票 C (事業所調査票)	調査員調査 (本社一括調査)	調査票 A 調査票 B	
				直轄調査 (本社一括調査)	調査票 A 調査票 B 商業調査票	

これについては、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成 24 年経済センサス-活動調査に合わせて再整理したものであり、調査の確実な実施に資するとともに、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減に資すると認められることから、適当である。

(ウ) 変更事項 3 (基礎調査及び商業調査共通事項)

オンラインによる調査票の回収業務の対象について、総務省及び経済産業省の申請では、回答方法の多様化による報告者の利便性の向上のため、基礎調査については調査員調査の対象事業所まで拡大し、商業調査については今回新たに導入する計画である。

これについては、報告者の利便性の向上等に資するものと認められることから、適当である。

(エ) 変更事項 4 (基礎調査及び商業調査共通事項)

基礎調査及び商業調査におけるプレプリント事項について、総務省及び経済産業省の申請では、基礎調査の試験調査結果を踏まえ、下表のとおり、プレプ

プリント事項を拡大する計画である。

表

調査項目	前回調査		26年調査
	基礎調査 (H21)	商業調査 (H19)	
名称・電話番号	○	○	○
所在地	○	○	○
主な事業の内容	○	—	○
事業所の開設時期	×	○	○
経営組織	×	○	○
単独事業所・本所・支所の別	×	○	○
決算月	×	—	○
組織全体の主な事業の内容	×	—	○

(注) 「○」はプレプリントする項目、「×」はプレプリントしていない項目、
「—」は調査実施年に調査項目として存在していない項目をさす。

これについては、報告者負担の軽減に資するものと認められることから、適当である。

2 諮問第8号の答申「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」(平成20年8月20日付け府統委第109号)における今後の課題への対応について

前回答申において、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討する必要がある、との指摘がされている。

これについて、総務省の検討状況は、次のとおりである。

- ① 統計法第27条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に実施している。しかしながら、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報)のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。
- ② 事業所・企業への照会の回答状況はまだまだ不十分であり、今後更なる改善方を検討する必要がある。
- ③ これらのことから、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、改めて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。
- ④ 今後、経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充する必要がある。

- ⑤ また、今後については、平成26年経済センサス-基礎調査結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業による事業所母集団データベースの整備の進捗状況を踏まえた上で、母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め、検討していく。

以上の今後の検討課題への対応のうち、①から③までについては、方向性としては、適当である。また、④及び⑤については、後述3の今後の課題で示した方向で検討する必要がある。

3 今後の課題

今後の課題は、以下のとおりである。

- (1) 平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」の中で指摘されている「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みの検討について

政府は、「平成26年経済センサス-基礎調査」実施後の「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みについて、今後、「総売上高」に係る調査の在り方や、他の関連統計調査を含めた調査期日の統一化も含め、早急に検討する必要がある。

- (2) 母集団情報の整備等の在り方について

総務省は、長期的には事業所母集団データベースを整備し、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指し、以下の点について、早急に対応する必要がある。

- ① 新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。
- ② 平成26年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討すること。

- (3) プレプリント事項の拡大について

経済産業省は、商業調査においてこれまでもプレプリント事項の拡大を順次進めてきているところであるが、今後も、情報の機密保護を考慮しつつ、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元の観点から、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、次回調査までに検討する必要がある。

平成26年経済センサス-基礎調査において「総売上高を把握すること」の効果及び懸念等に関する部会審議の主な内容

項目	効果	懸念	対応策
<p>事業所母集団データベースの整備との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用初期段階における事業所母集団データベースの有用性を図り、利活用のための環境整備の一環に資する効果が期待できる。 ○ 事業所母集団データベースから調査対象事業所の状況を事前に把握することが可能となる。 ○ 事業所母集団データベースと統計調査の総売上高を確認することにより、調査結果の良否の確認が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回収率低下の懸念に伴う事業所母集団データベースの整備への影響のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン調査の実施による調査客体の利便性の向上及び情報保護意識への対応
<p>他の基幹統計調査等との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総売上高を把握している各種統計調査のデータベースの向上が図られる。 ○ 総売上高を従業者数等と同様にフェイス項目として確認することによる統計の品質向上が期待できる。 ○ 標本抽出の際に、総売上高で層化することによって、統計調査結果の精度向上が期待できる。 ○ 標本調査の可能性の拡大を探るための一つの検証(参考) EuroStat が作成した「ビジネスレジスタター報告マニュアル」では、取引額などの規模指標の利用を可能とすることが望ましいとの指摘あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総売上高について、各種調査において複数回の回答を求められることによる報告者負担の増加及び回収率低下の懸念 ○ データ移送の対象となる統計調査の報告者との間で生じる不公平感への懸念 ○ 総売上高を層化の基準として使用する際、基礎調査の実施時点と、標本抽出に用いる時点にズレが生じることによる利用上の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済センサスの知名度の向上のための広報の実施や、即時かつ的確に双方向で情報発信を行うことのできるソーシャルメディア等を活用した広報の工夫 ○ 総売上高の必要性・重要性を記載したリーフレット等を活用した調査協力依頼の強化 ○ 国及び地方公共団体から各業界団体への協力依頼の徹底 ○ 地方公共団体において有効であったとされる手法を地方公共団体同士で共有すること等により事務体制を整備
<p>基礎調査との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用初期段階における事業所母集団データベースの有用性を図り、利活用のための環境整備の一環に資する効果が期待できる(再掲)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査実施部局における審査業務の負担増の懸念 ○ 経理項目の把握について、事業所とりわけ小さな事業者からの根強い抵抗感への懸念(特に来年は消費税が上がる時期と重なり、行政への反感も強まる。) ○ 地方公共団体における報告者への説明や督促、加えて照会対応の負担増への懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票データ審査システム(仮称)の活用を通じた審査内容の重点化・効率化 ※以上については、適直総務省(政策統括官) 経由で統計委員会及び部会の委員等に情報提供予定。

平成26年商業統計調査（経済センサス - 基礎調査との同時実施）の変更
（平成25年6月答申）に係るサービス統計・企業統計部会における委員・
専門委員の御意見（抜粋）

1 第34回サービス統計・企業統計部会（平成25年5月22日）

○中村委員 3つほどポイントがあるのですけれども、まず、第1点につきましては、商品手持額の把握を現在の年末から年末・年初の2時点にするということは、これは非常に重要なことで、評価したいと思います。現行のように1時点の残高が分かるだけでどうしてマージンの計算にまで至るのかという点、そのためにはかなりの仮定を置くことが必要になると思いますので、2時点で把握して、その変化を見るということ、これは非常に重要であると思います。

それから、2点目は、事業所別の商品手持額、それから商品仕入額についてでありますけれども、これは、現行の表章を見ますと、業種別に商品手持額と仕入額が集計されているわけですが、実際には企業ベースに近いものになっている。そうすると、商品手持額、仕入額、これは業種ごとにかなり多種類の商品を含んでしまっているものなのか、あるいは企業別のデータ中心になったが、事業所ベースになるべく転換をしているという性格のものなのか、どちらなのか教えていただきたいと思います。それと、今回の改定される調査票については、法人の事業所については、仕入額について、仕入れ先別の割合を聞いているが、仕入額合計の方が記入しやすいのではないかという気も致します。

それと、3番目は、商品別の手持額についてでありますけれども、これも把握困難ということではありますが、この手持額は、価格ですけれども、これは、仕入れ原価が原則であり、加工統計側で在庫変動やマージン額の計算ということにつなげていくためには、仕入れ原価ベースを期末価格ベースに直すことが厳密には必要になります。そうしますと、このデータの中に複数の商品がまじっているということになると、これは格段に問題が複雑になってしまうということがありますので、無理だとしても商品別の手持額というものが欲しい訳なので、例えば最も販売額の大きいものについて、あるいは代表的な取扱品目について、この手持額と仕入額を書いてもらうというようなことも考えられるのではないかという気が致します。

○野辺地専門委員 企業が複数の事業所を持っている場合、それぞれの事業所が会計単位を持っているのか持っていないのかによって、実は答えるときの答える可能性、答えられるか答えられないか、あるいはどこまで答えられるかというのが影響してくるというのが、まず第1点。それから、仮に独立会計ラインを持っていたとして、売上高とか仕入れ高、在庫高について、商品の種類別、分野別にどこまで把握してデータを持っているのかどうか、これは企業によってかなり異なってくる。この2点があるので、数字さえ持っていれば簡単に答えられると思う。あともう一つ、個々の事業所になってくると、

実際に外から仕入れた価格ではなくて、一旦、本社あるいは配送センターに入って、内部のつけかえ価格で動いているケースも結構あるので、純粹に外からの仕入額等で粗利を出すというのは、それぞれの事業所がデータを持っていないというケースもあるので、いろいろなケースを考えて、答えてもらえるところに対しては答えてもらった方が、それはデータとして有効なのでいいと思うので、答えられる場合には答えてください、ただ、独立会計単位を持っていないと、経理数字は全部本社に聞かないと分からない、それも会社全体で一本だという話になってしまうと、もう答えようがないみたいな話になってしまうので、質問の仕方をうまく工夫して、答えられるところは答えてもらうような進め方がよろしいのではないかと思います。

- 廣松部会長 今回の野辺地委員の御指摘に関しては、今回は、法人に関しては本社を対象に行うことになっており、事業所別ではなくて、本社で把握している手持額等を把握するということになろうかと思えます。もし、先ほどの御指摘のように、複数の事業所があって、それぞれの事業所が独立の会計体系を持っているときに、それらを本社の方に聞いていただくかどうかですね。その場合、どちらかという調査票の表わし方というよりも、記入の手引等で記入可能であればそういう形で記入していただくということになろうかと思えます。
- 経済産業省 すみません。整理して、次回お答えさせていただきます。

2 第35回サービス統計・企業統計部会（平成25年5月29日）

- 経済産業省 商品手持額の把握につきまして、中村委員から御質問いただいております。まず、「①商品手持額が事業所ベースから企業ベースになることについて、以下のどちらによるものか」という御質問がございます。この場合、事業所ベースですと分類が4桁なのですけれども、企業ベースになりますと3桁分類になるということも併せての御質問だと考えております。

前回の平成19年商業統計調査までは、事業所単位の調査事項と致しまして、期末のみの商品手持額を調査しておりました。産業連関表及び国民経済計算等の二次加工統計の推計精度の向上から、より正確な商業マージンの推計のために流通在庫増減の把握を求められておりました。

一方で、商業事業所の実態と致しまして、以前は同一の商業事業所内で倉庫等を有しておりましたので、事業所内で商品手持額を管理する形態が一般的でしたが、現在は、複数の商業事業所を有する企業の場合では商品手持額が事業所ではなく、企業として管理していることが一般化しており、従来の事業所単位での商品手持額を把握することは困難となってきております。

このような実態に基づき、記入者負担に十分に配慮しながら、二次加工統計の推計精度の向上を実現するという事で調査事項を検討した結果として、企業単位で年初と年末の商品手持額を把握するとしたものです。

なお、集計表におきまして、産業分類の格付が、先ほど申しましたように、細分類の4桁から小分類の3桁となりますのは、調査事項が事業所単位ではなくて企業単位となったことで、企業の集計表で表章するという事になったものでございます。企業の産業分類は細分類のレベルで格付することが困難でございまして、結果として小分類での集計となっているものでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページ目の「②法人事業所には仕入額の仕入先別割合を聞いているが、仕入総額の方が答えやすいのではないか」ということでございます。

これにつきましては、「調査票C」の事業所単位の方の裏面に「年間商品仕入額の仕入先別割合」というのがあり、事業所ベースは金額ではなく仕入先別の割合で聞いております。

法人事業所に対しまして、年間商品仕入額の仕入先別割合を聞いておりますのは、年間商品仕入額の仕入先別割合とその下に年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合というのを聞いておきまして、両方とも割合をとってございます。それをクロスさせることで、事業所ごとに流通経路、それから流通段階のどこに該当するのかの格付を行いまして、商業事業所におきます流通経路、流通段階別の商取引の実態を明らかにすることを目的としているためでございまして、仕入総額ではなくて仕入先別の割合を調査することが必要になっております。また、企業の方では仕入先別の総額の方を聞いておりますので、企業に加えて事業所ごとに仕入総額を記入させることは記入者負担が増加するという事もございますので、調査事項とするのは適当ではないと考えております。

「③商品手持額は仕入原価による評価を原則としているが、在庫変動、マージン額の推計のためには、加工統計側でこれを年末価格評価に変換する必要がある。この評価の変換は、複数の商品が混じると格段に難しくなるので、商品別の手持額、仕入額を把握することが望ましい。商品別に詳細な情報を得ることは無理として、売上高最大の、あるいは代表的な商品1種に限って手持額と仕入額を回答してもらうことができれば、その方が良いかもしれない」という御質問でございまして。

先ほどの「調査票C」の企業調査票の方で、右下の年初及び年末商品手持額と年間商品仕入額を企業に対しては金額で聞いているところです。商品別の在庫が把握できれば、御指摘のとおり、評価の変換作業の効率化が図られるということになると思いますが、今般、期末のみの商品手持額を年初と年末の2時点で記入させることとする調査事項の見直しを行うこととしており、これは記入箇所の増加ということになります。これに加えて、商品別に年初商品手持額と年末商品手持額を記入させるということは、やはり記入者に著しい負担を強いることになりまして、結果として未記入の増加につながるということが懸念されますので、望ましくないと考えております。

また、企業の仕入総額ではなくて代表的な商品1種についてのみ仕入額と手持額を調査すると致しますと、これは企業の活動の極めて限られた部分的な数値になりますので、

商業活動の構造を明らかにすることを目的としております商業統計調査の結果とは異なってくるのではないかと考えております。

○中村委員 大変丁寧な御説明、ありがとうございました。

①及び②については、そういう事情だと言えると思います。

③につきましては、流通在庫の問題は SNA と一次統計との関係ということで、現行の基本計画でも盛り込まれている課題でありますので、しつこくお尋ねしたわけでありませ

ず。手持額は仕入原価による評価だということでありませ

ず、マージンと在庫変動を正確につかむためには期末価格評価に変更する必要があるというわけですが、よく知られていますように、在庫残高に関する価格指数と在庫のフローに関する価格指数、これは品目の構成が違いますので全く異なるということがあります。いずれにしろ、これは悉皆調査ではない、法人だけに聞くわけですから、推計のための情報を得るということでありませ

ず。そうだとすると、総額についての情報と、あるいはもっと金額的には限られるけれども、代表的な商品 1 種に関する正確な情報をとるということと、どちらがいいのか。これは産業連関表あるいは SNA の推計当局がどうお考えになるか、私は存じておりませ

ずけれども、個別の商品についての情報が得られればそちらの方が有用ではないかと思われませ

ず。○菅専門委員 これまで商業統計は仕入れを聞いていたわけですが、活動調査で事実上違うやり方をとるようになった。経済センサスー活動調査のやり方と商業統計のやり方はどちらがいいのかということを検討したときに、やはり経済センサスでやっているような、商品手持額を調べる方がマージンの推計には適切であろう。経済センサスー活動調査と商業統計でマージンの推計値のやり方が全く違うのは困るであろうということで、より正確であるという意味で経済センサスー活動調査の方に合わせる形でとり方を変えたという事情があります。その意味では、2つの統計、つまり活動調査と商業統計の間で整合性がとれるということと、マージンの推計自体の精度が上がるということ

はよかったのではないかと思います。中村委員がおっしゃるとおり、商品別は本当は欲しいところなのですが、統計で要求される商品の分類と事業所が持っている商品の分類が必ずしも一致しないので、その組換え作業が全自動でできればいいのだけれども、今のところそれができる状態にはないということがあって、そのところが今、技術的に難しいのではないかと思います。恐らく過去にもそういうことに関してはいろいろと研究されているのですけれども、難点は、統計の分類と社会一般の流通業者が使っている分類というのがなかなか合わない。したがって、組換えをどうするという問題があります、よくあるのは、プラスチック製のバケツと金属製のバケツ、それは分けてほしいのだけれども、当然バケツはバケツであるというような感じになっていて、なかなか難しいというのがあります。技術的には

難しいのだけれども、やはり今後研究していくことは必要ではないかと思います。

- 廣松部会長 先ほどの中村委員のコメントに戻りまして、商品別をどう処理するかということですが、現在の計画では新たに商品別のものを入れるのは大変難しい状況だと判断せざるを得ないということですが、そのことと、年末での価格評価の問題とはどうでしょうか。年末価格評価に変換する必要があるため、それさえ取れば必ずしも細かく商品別にとる必要はないという御判断ですか。
- 中村委員 やはりマージンというのは商品別に異なるものでしょうから、マージンを正確に計算するためには商品別が必要ではないですかね。ただ、それが一次統計から得られるのか、あるいは二次統計側で推計するののかという問題になるわけですが、二次統計側の事情から言えば、金額的には限られていても商品別にきっちりと仕入額とマージンとの関係がつかめる方がいいのではないかと私は想像するものでありまして、ですからこの点について一体どちらが望ましいのか。つまり、総額として手持額、仕入高を把握するのが望ましいのか、あるいは金額的に限られても商品別にそういう情報があつた方が望ましいのかということ、SNA、I-O の推計当局と、これからの課題としてよろしいのですけれども、もう一回御検討いただきたいということです。
- 菅専門委員 つまり、要するに両方とも欲しいと言った方が正しい。やはり商品が欲しいのだけれども、組換えがどうしても、要するに業者が持っている分類と統計で要求される分類の組換え作業を全自動でできれば何の問題もないということだろうと思います。そこが今のところ調べた限りではかなりの負担になってしまう。したがって、正確にはできないというところがやはり難しいところで、そこに関しては技術的になかなか難しい。要するに、流通業者は流通業者の販売目的で分類を設定している。統計は統計からの理論的な要請に基づいて分類を設定する。組換えをやろうとすると、それだけで追加的なコストが掛かる。コンバータも必要になってくる。それをどうするかということに関して、欲しいことは欲しいけれども、ない。では、一部の商品だったらいいかということもまた難しくなってきた、ここにも書いてありますが、代表的な1商品というのが何をもって代表的かという問題が次に出てきてしまうわけです。
- 今、例えば産業連関表では作成時において特別調査を実施してこの情報を補っている。
- 問題は、国民経済計算等の毎年作らなくてはいけないような二次統計に関してそういうことができるかというところがどうしようかというところだと思います。やはり技術的に難しいというのは、記録の様式に依存してしまう、制度と言ったらいいでしょうか、商慣行というか、そういったものに依存してしまうところが非常に辛いところではないかと思えます。
- 北村委員 菅さんに聞きたいのですが、もし商慣行に依存していて商品分類が販売している企業側によって違うといたら、企業側には商品分類を記入してもらって、それを役所でコンバートするとか、そういうことをすればできるということですか。
- 菅専門委員 同じことを考えたことがあるのですが、問題は、例えばコードで入ってい

るのです。そうすると、その商品が一体何かというのを調べるだけで膨大なコストが掛かってしまう。かつて実はやはりそういうケースがあったようです。向こうが持っているデータ様式で来て、ものすごく緻密な情報が来た。問題は、全部コードで、要するに商品名で入っているわけではありませんで、コードで入っていて、しかもそれが一体何なのかが専門家でないと分からない。とても手に負えるものではないということです。

- 北村委員 でも、そのコードを読む情報はあるわけですね、プログラムなり何なりは。
- 菅専門委員 コードを読む情報はあります。
- 北村委員 そうですね。それを使って分類すればいいじゃないですか。
- 菅専門委員 ただ、コンバータを作ることができない。
- 北村委員 流通段階である程度共通のコードが使われているとすれば、コンバータ自体は一回できればかなり汎用性がある。
- 菅専門委員 そこはいろいろと JAN コードとかあるわけですが、そっちはがんがん変わっていくということですね。その問題がまず大きい。もう一つは、必ずしも一対一対応ではない。要するに、向こうが粗いということもあるし、統計の方が粗いということもある。複数対複数対応になったらという、そのところが技術的にこれなら大丈夫だということまで詰められているわけではないということです。先生のおっしゃるとおり、そこに関する技術的に何とかできる余地はあるけれども、すぐできる状態にはなっていないということです。
- 廣松部会長 今、御議論ございましたとおり、特に商品別の把握は大変技術的に難しいということもあって、先ほど申しましたが、今回の計画、すなわち平成 26 年の調査でそれを実現するというのは不可能な状況にあると思います。

中村委員の御指摘のとおり、二次加工統計側の意向とも関係するかと思いますが、理想的には確かに商品別にむしろ仕入額の情報が一次側で取れば、それはそれで大変望ましいことだと思います。その点は現時点で菅専門委員が言われた統計技術的な問題も含めて、もう少し中長期的な課題として調査実施者の方に御検討いただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 総務省 1 点だけ、産業連関表の特別調査の話が先ほど出てまいりましたが、経済産業省の方で商品別のマージンについては産業連関表側で一般統計調査として実施している状況にあります。このため、全くデータがないわけでは恐らくないだろうというところでございます。一応そういったものがあるということで、全くないわけではないということだけコメントさせていただきます。

(以 上)